

「第6次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
<p>推進の柱2</p> <p>健康的に自分らしく暮らせる安全・安心な社会の実現</p>	1	<p>①発達の段階に応じた健康教育の充実</p> <p>「子どもたちへの教育内容について、その保護者並びに／あるいは地域社会と事前に共有する」と記載し、義務づけはどうか。</p>	<p>家庭や地域と連携・協働した教育の実践は非常に大切なものであり、推進していかなければいけないものと考えております。</p> <p>学習指導要領総則には、「学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有することが求められる。」と記載されており、共有を義務づけるとは記載されておりません。また、「主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。」と記載されており、児童生徒の多様な実態を踏まえた個別指導が必要な場面があるため、事前に共有することは難しいと考えております。</p> <p>このことから、児童生徒の心身の発達の段階に応じた健康教育を実践するに当たり、学校の実態等に応じて、PTAや学校運営協議会等の仕組みを活用しながら家庭や地域と連携・協働した教育を推進するとともに、内容が周知されるよう啓発していきたいと考えております。</p>
<p>推進体制</p>	2	<p>1計画の推進体制(3)NPO等各種団体との連携・協働</p> <p>各種団体との協働・連携について、「県並びに市町村は協働・連携するNPO等各種団体の適格性について、情報収集を行い、適正に判断すること」を自治体の責務として記載してはどうか。</p>	<p>秋田県男女共同参画推進条例に基づき設置した「秋田県男女共同参画審議会」において、当該審議委員からの意見等を伺いながら、NPO等各種団体との連携・協働における必要な判断をしていきたいと考えております。</p>
	3	<p>1計画の推進体制(5)男女共同参画に関する相談・苦情の適切な処理</p> <p>「個人情報等に十分に配慮したうえで、届いた相談・苦情とそれらへの対応については最大限公開する。」と記載してはどうか。</p>	<p>相談内容には個人のプライバシーに深く関わる情報が含まれることが多く、慎重な取扱が求められていることから、個人の権利利益の保護とのバランスを考慮しつつ、事例の抽象化や統計的な処理を用いるなど、情報提供のあり方を工夫してまいります。</p>
	4	<p>2計画の進捗管理(1)実績等の把握及び公表</p> <p>「男女共同参画と女性活躍の推進状況」という全体観だけでなく、個々の事業・施策についても個別にその意義が市民から見えてわかるように、「県並びに市区町村は関連する個々の事業ごとに事務事業評価を行い、その結果をホームページにおいて公表する」と記載してはどうか。</p>	<p>本計画の進捗管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、各施策の効果の検証と目標の達成状況の確認を毎年度実施し、県公式ウェブサイトで公表するほか、秋田県男女共同参画推進条例に基づき設置した「秋田県男女共同参画審議会」からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させることとしております。</p>